

独自基準の概要

<p>条例名</p>	<p>① 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>② 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>③ 鹿児島県指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	
<p>関係法律名</p>	<p>児童福祉法</p>	
<p>条例委任された事項</p>	<p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>② 指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準</p> <p>③ 指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準</p>	
<p>独自基準の内容</p>	<p>国の基準又は規定（抜粋）</p>	<p>県の基準又は規定（抜粋）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（事業者）は，非常災害に対する具体的な計画を立てる。 ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備（児童福祉施設については規定なし） ・ 非常災害に関する具体的計画の従業者への周知（児童福祉施設については規定なし） 	<p>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画を例示</p> <p>「火災，震災，風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するもの」</p> <p>⇒ 国の基準に追加して地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める旨を規定</p> <p>⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定</p>
<p>設定理由，目的，想定される効果</p>	<p>東日本大震災，新燃岳の噴火等を教訓として，非常災害時において，実効性の高に対策をとることができるよう内容を具体化した</p>	